九州大学先導物質化学研究所規則

平成 1 6 年度九大規則第 1 3 8 号施 行:平成 1 6 年 4 月 1 日最終改正:令和 3 年 4 月 2 7 日(令和 3 年度九大規則第 1 9 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。)第8条第3項の規定に基づき、先導物質化学研究所(以下「研究所」という。)の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所長)

第2条 学則第25条の規定により、研究所に、所長を置く。 (副所長)

- 第3条 学則第25条の規定により、研究所に、副所長を置く。
- 2 副所長は、研究所の専任の教授をもって充てる。

(教授会)

第4条 学則第31条の規定により、研究所に、教授会を置く。

(運営諮問委員会)

- 第5条 研究所に、研究所の運営等に関する事項について所長の諮問に応じるため、運営諮問委員会を置く。
- 2 運営諮問委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に定める。 (補則)
- 第6条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、 所長が定める。

附則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成18年度九大規則第126号)
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成26年度九大規則第105号)
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(令和3年度九大規則第19号)
- この規則は、令和3年5月1日から施行する。